② 特定選定事業支援事業者に対する要求等の対応に関する事項

機構は、次に掲げる方法により、支援対象となる特定選定事業支援事業者が本支援基準に規定する事項に即して特定選定事業の支援を行っているか否かを特定選定事業支援事業者との契約等に基づく報告要求、調査等を通じて確認するとともに、当該特定選定事業支援事業者に対する必要な要求等の適切な対応を行うものとする。

ア 報告の要求等

機構は、定期的に、又は必要に応じて、当該特定選定事業支援事業者であってその業務を執行する者（以下「業務執行者」という。）に対し事務の処理の状況その他の事項に関し報告を求め、又は当該特定選定事業支援事業者の業務及び財産の状況を調査確認するものとする。

イ その他の必要な対応

機構は、特定選定事業等支援を円滑かつ確実に実施する観点から、必要に応じて、当該特定選定事業支援事業者に対し、その他の適切な要求等を行うものとし、当該特定選定事業支援事業者が当該要求等に従わないときは、業務執行者の解任の提案等の適切な対応を行うものとする。

(2) 直接出資に関する事項

機構は、対象事業（特定選定事業を投融資により支援する事業を除く。以下同じ。）が上記1に規定する事項を満たしているにもかかわらず、民間金融機関・民間投資家等による匿名組合、投資事業有限責任組合等を経由した間接投融資が当該対象事業に対して十分に行われない場合であって、当該対象事業に関する民間金融機関・民間投資家等の出資の意向、地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握し、それらを勘案して必要と認められるときは、当該対象事業を実施する対象事業者に対し直接出資（原則として優先株式の取得によるものとする。）を行うものとする。

この場合において、機構は、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

① 公的な資金を原資として特定選定事業等支援を受けることにかんがみ、対象事業者が上記1に規定する事項を遵守するとともに、公共施設等の整備等の能力を有し、一定の経営の安定性を有するものであって、業務遂行に必要な能力・経験を備えた担当者を配置し、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築し、対象事業を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるものであること。

② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用並びに経営の規律保持を図るため、当該対象事業者の出資構成については、機構以外の者からの出資の合計額が原則として機構の出資額以上となるものであること。

(3) 融資等に関する事項

機構は、上記3(1)又は(2)に準じて、融資等（原則として劣後貸付け又は劣後債券の取得によるものとする。）を行うものとする。

この支援基準における用語のうち、「特定選定事業」とは、選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金のみを自らの収入として収受する事業又は利用料金に加え特定選定事業に要する費用に相当する金額の一部として公共施設等の管理者等から支払われるものについても自らの収入として収受する事業をいう。

また、その他用語のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）において定義が定められているものについては、その例による。

○総務省告示第三百九十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十五年十月四日

総務大臣　新藤　義孝

一 登録認定機関の名称及び住所

株式会社認証技術支援センター

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一

二 登録に係る事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第四条第一号及び第二号に掲げる事業

三 技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一

四 技術基準適合認定の業務の開始の日

平成二十五年十月一日

○総務省告示第三百九十二号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月四日

総務大臣　新藤　義孝

第三号の表中

EMCC DR. RASEK Japan株式会社	015

を

EMCC DR. RASEK Japan株式会社	015
株式会社認証技術支援センター	018

に改める。

○政治資金適正化委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十月四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
三四五七	小俣　悟美	二五．六．一八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○法務省告示第三百六十四号

沖縄県石垣市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十五年十月四日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県石垣市大濱村字大濱百二十九番地の一

桃原　致椿

○法務省告示第三百六十五号

次の難民認定証明書は、効力を失ったので、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の七第一項の規定により告示する。

平成二十五年十月四日

法務大臣　谷垣　禎一

難民認定証明書の番号及び日付	
名15—8	平成17. 1. 5.
名15—9	平成17. 1. 5.

○法務省告示第三百六十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十月四日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称及び住所	秋田県司法書士会 秋田県秋田市山王六丁目三番四号
認証年月日	平成二十五年十月一日
認証紛争解決事業者の名称及び住所	鳥取県司法書士会 鳥取県鳥取市西町一丁目三百十四番地一
認証年月日	平成二十五年十月一日

○法務省告示第三百六十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年十月四日

法務大臣　谷垣　禎一

氏名	ブレット・ライアン・ギルバート
生年月日	千九百八十年三月十六日
国籍	アメリカ合衆国